

(案)

令和3年 月
大阪広域水道企業団

大阪広域水道企業団「建設コンサルタント業務」の総合評価落札方式について

大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、一部の建設工事及び委託役務業務で「価格」と「技術力」の双方を評価し、最も優れた者を落札候補者として決定する総合評価方式（地方自治法施行令第167条の10の2）を導入し、「品質及び適正な体制の確保」に寄与している。

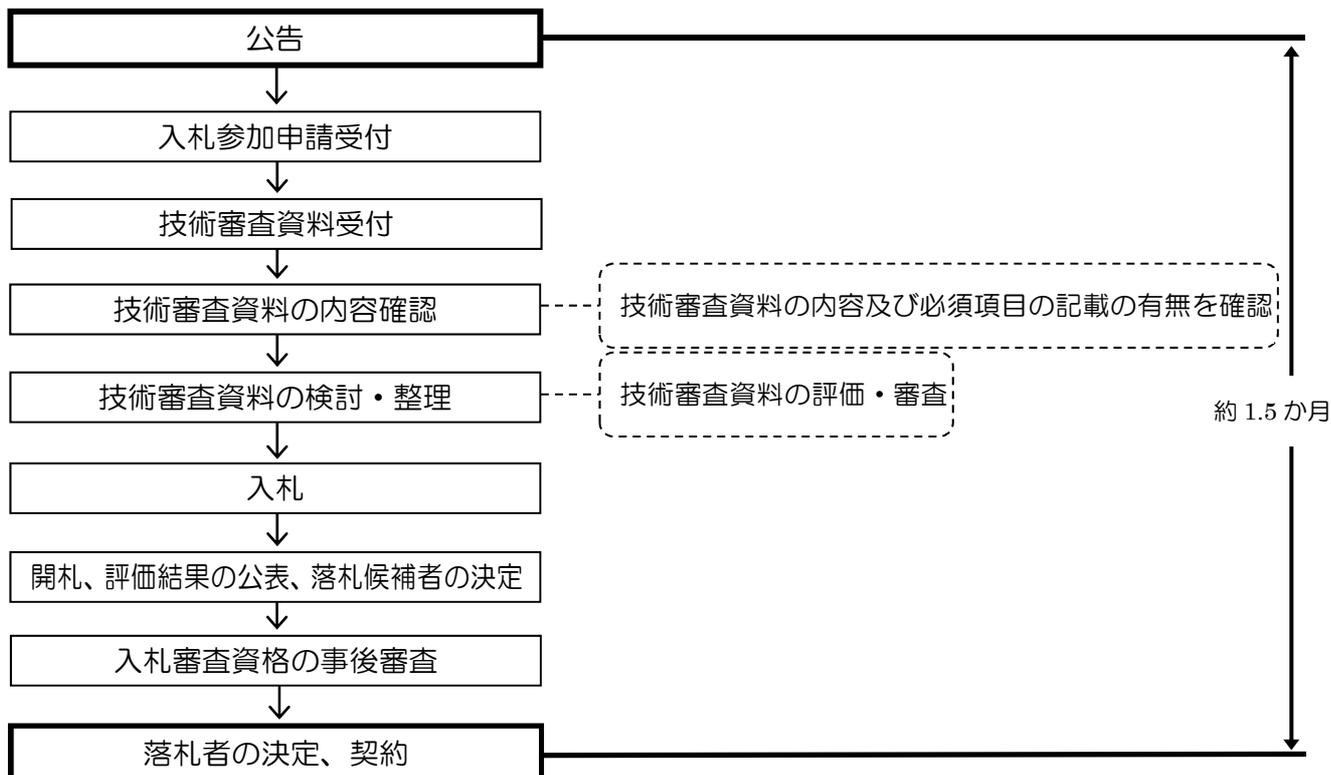
企業団の事業運営全体に大きな影響を与える一部の建設コンサルタント業務についても「品質及び適正な体制の確保」の観点から、総合評価落札方式を採用する。

1. 総合評価落札方式の対象業務

下記のいずれかに該当するもののうち、企業団が総合評価落札方式によることが適当と認めるものとする。

- (i) 水道の事業認可(変更認可を含む)等、事業全般に係る計画調査ならびに企業団水道事業の将来計画の策定及び策定に関する調査に係るコンサルタント業務
- (ii) 浄水場やポンプ場の新設・更新の設計、管路布設の送配水計画やルート選定などの広範かつ高度な技術力を要するコンサルタント業務

2. 建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における手続きの流れ



3. 総合評価落札方式の方法

(1) 総合評価点

企業や技術者の実績を評価する簡易型の総合評価として実施するものであり、価格点と技術点の比率を2：1（50：25）とする。

$$\text{総合評価点（満点75点）} = \text{価格点（満点50点）} + \text{技術点（満点25点）}$$

(2) 価格点

価格点は、入札率（（入札価格／予定価格）×100）の値に応じて、次の①～③により算定する。ただし、②、③における価格評価基準は、以下のとおり算出される値とする。

$$\text{価格評価基準} = \frac{(\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + 0.9 \times (\text{その他原価の額}) + 0.48 \times (\text{一般管理費の額})}{(\text{予定価格の額})} \times 100$$

①入札率が65%未満の場合

$$\text{価格点} = 0$$

②入札率が65%以上、価格評価基準以下の場合

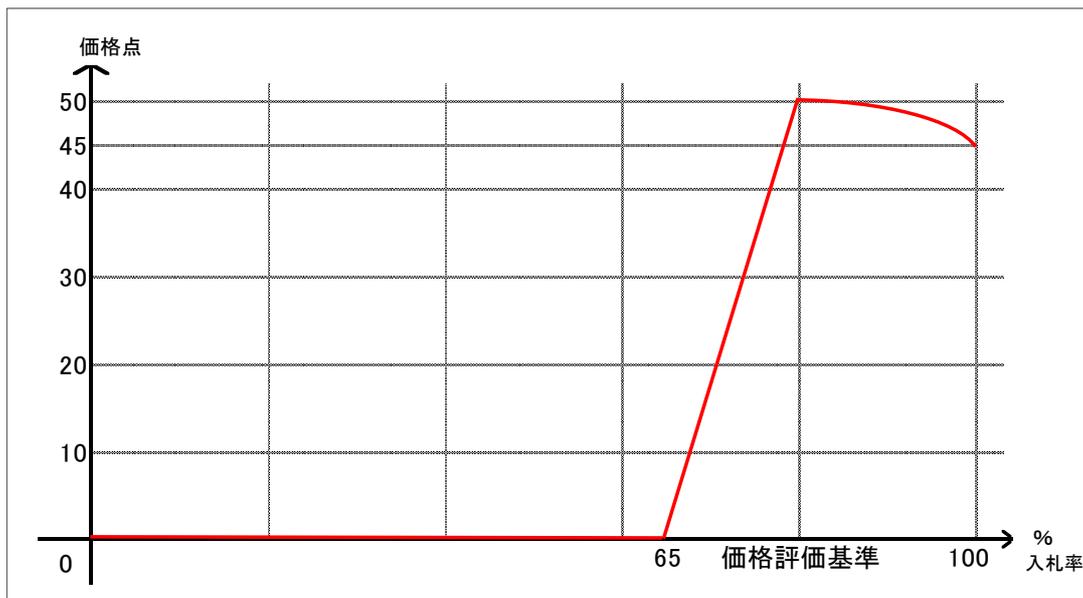
$$\text{価格点} = \frac{50}{(\text{価格評価基準} - 65)} \times (\text{入札率} - 65)$$

③入札率が価格評価基準を超え、100%以下の場合

$$\text{価格点} = -0.25 \times \frac{(\text{入札率} - \text{価格評価基準})^2}{100 - \text{価格評価基準}} + 50$$

なお、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

（ただし、再入札を行う場合は再入札価格が予定価格を超える場合に失格とする。）



(3) 技術点

技術点は、入札者及び配置予定技術者の有する技術力を評価して付与する点数であり、以下の表に示す項目を評価の対象とする。

表：技術点の評価項目と評価基準

| 分類 | 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 点数 |
|-------------------|---------------------------------------|--|------------------------------|----|
| 企業の技術力 | 優良な業務成績点 (※1) | 企業団が発注した業務における、過去3年間の成績点 (※3) | ① 80点以上が3件以上の場合 | 6 |
| | | | ② 75点～79点の業務1件以上と80点以上が2件の場合 | 5 |
| | | | ③ 80点以上が2件の場合 | 4 |
| | | | ④ 75点～79点の業務1件以上と80点以上が1件の場合 | 3 |
| | | | ⑤ 80点以上が1件の場合 | 2 |
| | | | ⑥ 75点～79点の業務1件以上の場合 | 1 |
| | 業務成績点に係る減点 (※2) | | ⑦ 70点以上74点以下、受注実績なし | 0 |
| | | | ⑧ 69点以下1件 | -3 |
| | | | ⑨ 69点以下2件以上 | -6 |
| 常駐有資格者数 | 企業団と契約する営業所等の有資格者数 | 技術士（上下水道部門）10名以上 | 2 | |
| 同種業務の実績 | 過去6年間に元請として完成引渡が完了した企業団発注の同種業務（※4）の有無 | 同種業務の実績（ただし、いずれの場合も69点以下の業務は除く） | 3 | |
| 技術力 配置予定管理技術者の | 資格 | 保有する資格 | 技術士（上下水道部門） | 2 |
| | | | RCCM（上水道及び工業用水道部門） | 1 |
| | 同種業務の実績と成績点 | 過去6年間の企業団発注の同種業務（管理技術者又は担当技術者として全期間従事したものに限る）の実績（※4）と成績点 | ① 80点以上が1件以上の場合 | 3 |
| | | | ② 75点～79点の業務1件以上の場合 | 1 |
| 業務成績点に係る減点 | | | ① 69点以下が1件以上の場合 | -3 |
| 技術力 配置予定照査技術者の | 資格 | 保有する資格 | 技術士（上下水道部門） | 2 |
| | | | RCCM（上水道及び工業用水道部門） | 1 |
| | 同種業務の実績と成績点 | 過去6年間の企業団発注の同種業務（管理技術者又は担当技術者として全期間従事したものに限る）の実績（※4）と成績点 | ① 80点以上が1件以上の場合 | 3 |
| | | | ② 75点～79点の業務1件以上の場合 | 1 |
| 業務成績点に係る減点 | | | ① 69点以下が1件以上の場合 | -3 |
| 業務の実施方針 | 取組み方針 業務フロー | 業務の目的、内容及び実施手順の妥当性 | 妥当である。 | 3 |
| | | | 十分でない。 | 0 |
| | 実施体制 | 業務の内容に応じた役割の明確性 | 妥当である。 | 1 |
| | | | 十分でない。 | 0 |
| 合計（最大） | | | | 25 |

- ※1 「優良な業務成績点」は、評価基準欄の①～⑥までのいずれかで評価する。
- ※2 「業務成績点に係る減点」は、※1に関わらず、評価基準欄の⑦～⑨までのいずれかで評価する。
- ※3 対象とする業務は、建設コンサルタント業務とし、測量、地質調査、環境調査、不動産鑑定、土地家屋調査、発注支援業務（設計補助業務、監督補助業務等）を除く業務とする。
- ※4 「同種業務」とは、当該業務の発注時の入札公告における入札参加資格の「業務実績」欄の記載事項が、本業務の入札公告と同条件であった業務とする。

注1) 配置予定管理技術者及び配置予定照査技術者は、配置する可能性のある複数名を申請することができる。ただし、その場合、最も点数の低い技術者で評価し、評価点を与える。

また、落札者となった場合に配置する技術者は、申請した技術者の中から配置することとし、途中交代は原則認めない。

仮に、やむを得ない事情で途中交代する場合は、同等以上の評価点が得られる技術者を配置することとするが、配置できない場合は、完成検査の成績点を5点減点する。

注2) 技術審査資料等に虚偽の記載をした場合は、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。

4. 落札候補者の選定方法

- (1) 総合評価による落札候補者は、入札価格に基づく「価格点」と技術力を評価する「技術点」を合算した「総合評価点」により評価し、その点数が最も高い者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者が複数となった場合は、「電子くじ」により順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

5. その他

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の基準等を定めるに当たり、大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会に諮り、学識経験者から意見聴取※を行った。

※ 総合評価落札方式を実施する場合、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く。(地方自治法施行令第167条10の2第4項)

(2) 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、入札公告時に添付する入札説明書等において明らかにする。

① 入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- a) 入札参加資格
- b) 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・点数配分
- c) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

② 開札後

大阪広域水道企業団ホームページ等において、以下の事項を公表する。

- a) 入札参加者名（入札参加資格があると通知した者）
- b) 各入札参加者の入札価格
- c) 各入札参加者の価格点
- d) 各入札参加者の技術点
- e) 各入札参加者の総合評価点

③ 技術審査資料の評価結果に対する質問

自己の評価結果について質問事項がある場合は、入札説明書及び入札公告に定めるところにより、質問書の提出ができる。